

業務名称：ブロックチェーン技術を活用した資金調達に関する研究・実証実験の研究パートナー

(公告日：2025年11月28日 調達管理番号：25a00469)について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 14	2. 業務の目的	「ブロックチェーン技術を活用した資金調達（デジタル債券発行、寄附等）について、プラットフォーム企業及び証券会社とともに研究と実証実験を行い」とありますが、本件の受注者はプラットフォーム企業及び証券会社の共同企業体を想定しているという理解でよろしかったでしょうか。	受注者がプラットフォーム企業及び証券会社両社の役割を一社単独で担える場合は、その一社で入札可能。単独では役割を満たせない場合は、共同企業体を組成して入札することも可能。
2	P. 13	2. 業務の目的	「プラットフォーム企業及び証券会社とともに研究と実証実験を行い」とされていますが、証券会社出身者が在籍するプラットフォーム企業、多くのデジタルアセット関連業務のアドバイザリー経験があるコンサル会社及び多くのトークン化証券発行（STO）助言業務の経験がある法律事務所で共同企業体を結成する場合には、本競争参加への資格要件を満たすことができるでしょうか。	ご提示いただいた共同企業体構成でも、本競争にご参加頂くことは可能です。本業務の実施に必要な機能を有する企業として、プラットフォーム企業及び証券会社を想定して業務仕様書を作成しております。他方、プラットフォーム企業及び証券会社以外の企業、また共同企業体において、業務仕様書P. 18「ブロックチェーン技術活用研究の共創先との役割分担」表において、証券会社とPF企業の役割としている全ての業務を実施可能と判断される場合、ご参加頂くことを妨げません。
3	P. 9-10 P. 18	15. 落札者の決定 - (4) 落札者の決定 ブロックチェーン技術活用研究の共創先との役割分担	貴機構がP. 18で想定する「ブロックチェーン技術活用研究の共創先」は証券会社とPF企業の二者に分かれている一方、落札されるのは総合評価点が最も高い企業体一者のみ（P. 10）と認識している。本件は証券会社とPF企業が共同企業体として参加することが前提となっているのか、それとも証券会社またはPF企業1社が単体で落札者となる場合は、業務委託契約第4条に則って貴機構の事前同意のもとPF企業または証券会社に業務の一部を委託することでP. 18の役割分担を果たすことが許容されるのかお伺いしたい。	証券会社とPF企業が共同企業体として参加することを前提とはしてはおりません。問2的回答の通り、それ以外の企業や共同企業体のご参加についても妨げません。落札されるのは総合評価点が最も高い企業体一者のみという点はご認識の通りです。業務仕様書P. 18「ブロックチェーン技術活用研究の共創先との役割分担」表において、証券会社とPF企業の役割としている全ての業務を実施いただける、単独企業または共同企業体を落札者といたします。また、ご記載いただいた「証券会社またはPF企業1社が単体で落札者となる場合は、業務委託契約第4条に則って貴機構の事前同意のもとPF企業または証券会社に業務の一部を委託することでP. 18の役割分担を果たすこと」についても許容いたします。技術評価にあたっては、再委託先を含めた業務実施体制等を勘案します。
4	P. 21	技術提案書の評価表 2. 業務の実施方針等	技術提案書作成にあたっての留意事項の欄内に「業務の実施方針等に関する記述は10ページ以内としてください」との表記があるが、ここで指す10ページとは、どのようなフォーマットを前提としているか（例えば原稿用紙A4サイズ10ページ、PowerPointスライド10ページ等）。	A4サイズを想定しています。それ以外のフォーマットについて、指定はございません。
5	P. 21	1) 類似業務の経験	技術提案書作成にあたっての留意事項の欄内に「当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から（現職含む）」との表記があるが、ここで指す業務経験とは現在の勤務先以外で携わった業務経験も含むという理解で相違ないか。また、直近で異動や転職をしていない業務従事者が記入する内容は（業務提案書3-1：業務従事者の経験・能力等）の内容と重複して差し支えないか。	・業務総括者及び業務従事者の業務経験には、現在の勤務先以外で携わった業務経験も含めて頂いて差し支えありません。 ・「また、直近で異動や転職をしていない業務従事者が記入する内容は（業務提案書3-1：業務従事者の経験・能力等）の内容と重複して差し支えないか。」について、異動や転勤の有無に関わらず、評価対象者（業務総括者及び評価対象となる業務従事者）の業務経験について、それぞれの人物の直近3件までの経験を記載頂くことを想定しています。評価対象者の経験業務の記載箇所は「3-1：業務従事者の経験・能力等」に特定しており、他の箇所との重複は生じないものと考えております。仮に複数箇所で同一業務についての記載がある場合は、1件の業務として評価します。 なお、評価対象者以外の業務従事者について言及される場合は、「（2）業務の実施方針等 2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）」でご記載頂くようお願いいたします。
6	P. 24-38	業務委託契約書（案）	契約書（案）とあるが、業務委託契約書雛型の内容から内容修正の余地はあるか。	入札説明書（P11参照）16. (2)に記載のとおり、「（一部省略）～文言等質問がある場合は、5. (1) 質問方法に従い照会すること」としております。すなわち、今回の質問期限までに具体的な修正内容について質問していただく必要がありました。質問内容では、具体的な修正内容が提示がないところ、原則、は契約書（案）の通りとなります。どうしても修正がある場合のみ、契約締結時にご相談ください。必要に応じて契約書への反映を検討いたします。
7	P. 21	第1 1. (1) 類似業務の経験	共同事業体の場合、社としての業務経験は、構成企業それぞれ記載するものでしょうか。また、具体事案は各社で3件まででしょうか、それとも構成企業合計して最大3件という指定でしょうか。	・共同企業体の場合、社としての業務経験は、構成企業それぞれでなく、合計して、関連度の高いと考えられるものから最大3件をご記載ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
8	P. 15	第1 5. (2) 業務従事者とのその要件	共同事業体の場合、統括責任者は共同事業体で1名でしょうか。それとも構成企業毎で1名でもよろしいでしょうか。	・機構との連絡窓口を一元化する観点から、共同事業体で1名としていただきますようお願いします。
9	P. 17	第1 9. (1) (2)	共同事業体の場合、技術提案書の押印は構成企業すべてそろえる必要がありますでしょうか（委任状で代表的な1社に集約するものでしょうか）	共同企業体代表者の押印のみで結構です。共同企業体結成届出書に提出より共同企業体代表社が把握できます。
10	P. 24	第5 業務委託契約書	共同事業体の場合、業務委託契約書は、貴機構および構成企業の連名署名・押捺の契約1本となりますでしょうか（共同事業体の代表企業ともう一方の構成企業との間で、相互の役割を確認するサイドレターを取り交わすことは、再委託契約には該当しないという理解でよろしいでしょうか）	ご理解の通りです。
11	P. 13	第2 業務仕様書（案）	目的・経緯にブロックチェーンを活用した「寄付」の文言があるが、本業務の対象としてはデジタル証券（セキュリティトークン）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通り、本研究では、寄付についても、デジタル証券（セキュリティトークン）の活用を想定しています。
12	P. 17	第2 8. 経費支払方法	共同企業体の場合でも、経費支払先は代表企業の1口座のみ指定する形となりますでしょうか。	重複の支払リスク等勘案し、支払先は1口座の登録となります。
13	P. 16	第2 7. 成果物・業務提出物等	中間報告書の提出期限が3月中旬で、業務内容（1）～（5）に関する報告することとありますが、一部業務について中間報告期限までに完了するスケジュール設計が必要でしょうか。（1）～（5）の工程で時間をかけた方が良い項目について、一部業務完了報告時の提出とさせていただく相談が可能か確認させてください。	・一部業務について中間報告期限までの完了を必須とはしません。現実的かつ効果的なスケジュールのアイデアがありましたら、技術提案書の中でご提案をお願いいたします。